

Jean Brethe de la Gressaye, Le syndicalisme,
I'organisation professionnelle et I'Etat, 1931.

山本, 愛三郎

<https://doi.org/10.15017/14504>

出版情報 : 法政研究. 3 (1), pp.261-274, 1932-12-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

Jean Brethe de la Gressaye, Le syndicalisme,
l'organisation professionnelle et l'Etat, 1931.

山 本 愛 三 郎

一、本書の構成

著者はエイクス・ラ・マルセイユ大學の法學部の教授であり、同時にトゥルーズの法學部に講師となつてゐる。本書は産業統制問題、勞働問題が非常に紛糾した一九三一年に發行されたものであるが、著者は先づその序文に於て「人は個人的であると同時に社會的な二重の利益を満足するために如何なる方法を採用すべきであるか。如何なる權力の干渉も排して個人的活動の自由なる所爲に委すべきであるか。それとも同一職業によつて生計を立てる凡ての人を共通なる法律に依つて結びつける共同的組織を採用すべきであるか。自由かそれとも職業組織か」(p. 13) の問題を設定する。しかし、「この序文の初めに設定した所の自由かそれとも職業組織かの問題

は決して完全なものではない。この問題を原理的に論斷するならば、絶對的自由は、經濟的領域に於ても他の領域と同様に、無秩序・無政府・不正義の原因であり、又單なる任意的職業組合は過渡的形態に過ぎないのであつて、それは職業の公的組織に復歸すべきものである」(P. 23)と述べる。

著者は右のやうな論斷に到達した根據を示すために本書を二部に分けて論ずる。即ち、第一部に於ては「組合の現行法上の概念に關する我々の評價を完全に論證するために、職業的及び經濟的生活に於ける組合の行動の深い研究を通して、現行法の概念が社會的現實と一致しないこと、及び現在存してゐる如き組合は職業を支配する任務を果し得ないことを證明しよう」(P. 23)とする。又、第二部に於ては「學說及び事實を檢討しつゝ、將來の職業の組織は如何なる規模の上に建設さるべきであるかを研定しよう」(P. 23)と企てる。これが爲にはサンデカリズム・共産主義・ファシズム・カトリック主義の批判、及びそれらの主義がそれ／＼實現されてゐるものが見られるフランス・ロシヤ・イタリー・スペイン等の現行法を檢討した上で、著者自身の主張及び實行方法を掲げてゐるのである。

なほ著者の一貫した立場はこれを次の二つの引用の中に窺ふことが出来るであらう。

「職業的労働は人類存在のために本質的な地位を占めてゐる。しかしながらそれは決して第一次的地位を占めるものではない。

何故なれば人は日常の勞働の遂行よりもより以上の價值を有する道德的精神的なものに對して關心を持つてをり、それが爲に彼の時間の一部を犠牲にしなければならないからである。併しながら職業の行使はそれと同様に、個人にとつても社會にとつても主要なる重要性を持つてゐる」(p. 1)。

「フランス革命の哲學及び法律學上に於ける個人主義は人間の自然權について誤謬を惹き起した。人間は個人であると同時に社會的であると言ふ二重の性質を誤解し、個人權をあまりに重要視した。併しながら再度この誤謬に陥らない爲には次の如く規定しなくてはならない。「人は社會に對して義務を課せられ、人間の有する自由は、社會の外部に於てはその目的を實現し得ないが故に、制限された自由である。その制限内に於て全人類は個人的天命と、遂行し到達すべき個人的目的とを有する。その爲に人は自由の必要と、行動の權利と、法律上の諸權利とを有する」(p. 24)。(p. 24)。

本書が提出してゐる問題、及び著者がこの問題を取扱ふに當つて示した思想的立場に關してはもごより多く批判の餘地を存するが、然し此等の理論的方面以外にも、本書にはフランスを中心としてロシア・イタリー・スペイン等の勞働法制を豊富に解説されてゐる點で、好資料が提供されてゐることを注意せねばならない。

二、個人主義勞働立法の破綻

著者は本書の第一部に於て個人主義に立脚せるフランス勞働立法が如何に現在の社會情勢に適合しないものであるかを考察するに當つて先づ職業組合の事實的諸發展及びその傾向の考察から着手してゐる。「資本家・勞働

者及びその他の職業に従事するものは組合の自由を如何に利用したか。組合の数は幾何であるか。組合の効果如何。現在資本家の側からであれ、労働者の側からであれ起つてゐる所の組合間の競争、特に敵對的聯合又は總聯合間の競争は如何なる學理的傾向に従つてゐるか。これらの事實に關する簡単な考察は組合の法律的經濟的活動に關する非常に抽象的な研究を生々としたものにするだらう」(P. 25)。

組合の事實的傾向として著者が擧げてゐるのは階級的全國的單一組織に向ふ所の傾向である。この傾向に反するものにキリスト教の主張する混合組合主義があつたが、労働者はこれに頑強に反對した(P. 25)。又現在に於ても農業には混合組合が多いが、それにて漸次階級組織に向ふ傾向がある(P. 25)。労働組合は階級的全國的單一性に向ふ傾向を最も明瞭に現はしてをり、フランス組合法が組合の雜多性を要求するにも拘らず(P. 25)事實上は全國的所か國際的統一に向つてゐる。全國的統一の第一歩をなしたものは労働取引所(Bourses du Travail)也(P. 27)、労働組合の聯合組織がそれに依つて産れたが、一九〇二年労働總同盟(Confédération Générale du Travail)が創立されるに及んで、聯合は總聯合へ發展した(P. 28)。然しC・G・Tは改良主義で革命的でないから、一九二〇年の全國總罷業の失敗を機として、一九二二年に共產主義組合はC・G・Tから分れて、統一労働總同盟(Confédération Générale du Travail unitaire)を結成した(P. 30)。かくして労働組

合には、以上兩者以外の雑多な聯合、總聯合が存するははいへ(P. 28)、それは全國的單一性の傾向を明瞭に示して居り、更に進んでアムステルダム・モスコのインターナショナル及びキリスト國際労働組合へ實現されてゐるのである(P. 29)。他方資本家組合は全國的單一性の傾向を最初から持つて居り、この統一と言ふ點では労働組合よりも一步先んじてゐた(P. 30)。右のやうに「組合は、社會的には階級の集團であり、しかも法律的には自由組合である」(P. 31)結果、その間に多くの矛盾し、適合しない點が存する。組合には構成員の個人的利益の防衛のみならず職業を支配せんとする傾向を有するが、一八八四年の法律に依つて建設された組合の如きを以てしては職業を組織するに不充分と言はねばならない(P. 32)。

フランス労働法に組合の事實的傾向との矛盾を論證するために労働協約法の不合理を先づ採り上げてゐる。個人的契約は主として賃銀に關するりきめで、その他の労働條件は資本家の恣意的工場規則に一任されてをり、法律的には労働契約の内容として工場規則の黙示の承認を含むものゝ解された(P. 33)。この個人契約の缺點は、團結によつて契約當事者間のバランスを保ちつゝ、一般的な規則を定むる労働協約に依つて補はれるもので(P. 34)、資本家も亦これに依つてストライキの危険を免れ、かつ資本家相互間の賃銀低下・労働者獲得競争を消失させることが出来る(P. 35)。しかし労働協約運動に於てイニシヤティブを取つたものは労働者であり、資本家は權威

の失墜と團體行動を恐れてこれに應じなかつたが、一九一九年以後のフランス經濟再建運動と、個別的に勞働協約が発生したことに依つて、遂に承認せざるを得なくなつた（P. 65）。勞働協約がその目的を達成するためには、第一に一定地區の全資本家勞働者を包含すること、第二に勞働協約に違反する個人契約は無効たるべきことを條件とするが、この條件はフランスに於ては充されてゐない。第一に行政法規の拘束があり、第二に一八八四年の組合法が加入脱退の自由を許してゐるが故に事實的に協約違反の契約を許容してゐることになる（P. 65-66）。又一工場のみが協約當事者の單位となつてゐるから違反する爲め他の工場に移轉することも出来る（P. 67）。

次に仲裁々判制度についても個人主義立法は多くの缺點を示してゐる。仲裁々判は勞働協約と共に勞資間の紛争を解決することを目的としてゐるし、その判決は個人の場合と異り、勞働協約と同様に法規的效力を有するが（P. 68）、仲裁々判所は恒常的なものでないから手續が遅れる缺點があり、更に、任意的なるが故に、あまり利用されてゐる（P. 69）。一八九二年の仲裁々判法は判決の效力を任意的なものとしたが故に、判決後の賃銀引下の場合は何等の救済方法がなかつたが、一九一九年になつて判決の強制力が認められた。しかしそれでもなほ當事者の承認を必要條件としてゐるから、強制力がないのも同様である（P. 68）。

著者は更に組合は個人の利益を防衛するのみでなく、進んでは職業を代表するものを見做される傾向の存する

こゝを述べてゐる。これが爲に先づ指摘されるのはブラック・リスト (Mises a l'index) に對する法律の解釋である。ブラック・リストは協約違反、組合規約違反のものを明示するために作られた名簿であるが (P. 128)、グラック・リストに載せられたものは損害賠償を請求するこゝを得るか否か、問題で、この問題は一般的に未組織者に統制を及ぼす事を得るか否かに直接關係してゐる。この點に關しては労働組合を法律が許容した以上、組合はその職業的利益を代表防衛し得るものであり、未組織労働者が職業的利益に危害を及ぼす如き場合には損害賠償請求をなし得ず、唯彼の自由を侵さるゝ場合にのみ損害賠償を請求しうるに解されるに至つた (P. 128-127)。組合が職業的利益を代表するものを見做される傾向の第二は組合の訴訟行爲が認められた點で、訴訟行爲をなすには訴訟能力、直接に危害を受けたこゝ、及び保佐人、法定代理人等の資格が必要であるが、組合は法人なるが故に能力を有するし、一八八四年直接に危害を受けたものを見做されるに至つた (P. 132-133)。第三に組合は職業學校その他の職業のための社會事業を行ふこゝが出来る點にも、職業組織を統制支配せんとする傾向あるこゝが觀取される (P. 145-148)。第四に組合は國家に對しても職業的利益を代表せんとするに至つてゐる。例へば議會に對する意見書提出はそれであるが、この意見書はなほ大體に於て事實的性質を有するに過ぎない。然し法律的に組合の意見を求めなければならぬ場合もある。例へば國民賃銀會議 (Conseil national de la main d'oe-

nure) の場合の如きはそれである (P. 153-154)。之を要するに個人主義に立脚し、個人的利益の防衛の活動にのみ限定されたフランス勞働法は、組合を以て職業代表と見做さざるを得ない事によつて、自由主義原則の變更を迫られてゐる (P. 160-165)。

三、職業組織の原則と事實

著者は第二部に於て「將來の職業組織は如何なる規模の上に建設せらるべきか」を、それに關する學說及び事實を檢討しつゝ、論究する。

第一に社會主義及びその實現されたるものとしてのロシヤから始めてゐる。社會主義の職業組織に關する積極的主張は、社會主義者が資本主義の批判にのみ専心してゐる爲、明かに把握出来ないが、それを知るためには C・G・T の主張及びロシヤの現實を見る必要がある (P. 175)。先づ C・G・T はその規約第一條に「經濟學上の學說の如何に拘らず、階級の消滅の爲に意識的に努力するものを以て組織す」を規定し、勞働階級の支配を目的としてゐたが (P. 180)、一九二〇年の總罷業以來、國內産業の回復に努力し、改良主義となり、革命のこゝを忘却するに至つた (P. 180)。一九二八年に「産業國民化」の提案を發表し、「企業は、それが共同社會の必要と言ふ見地からのみ開發され、消費者に最大の效用を節約を確保する目的を有する場合にのみ國民化される」を説

明してゐるが、それに依れば利潤は資本家に歸せずして、社會に歸するもの、様であり、私有財産は否認されないが、その利用は制限されたものである (P. 187)。そのための設備を如何にするかと言へば、C・G・Tは間接に代表者を出して産業を支配せんとする丈である (P. 188)。然しC・G・Tの主張は一般に職業組織について規定せず、只對立的關係に重心を置く缺點がある (P. 189)。次に社會主義が實現されたロシアの考察の場合には二つの時期を區別しなければならぬ。一九一七年から一九二一年の時期を所謂N・E・P時代である。前の時期に於ては私有財産は完全に否定され (P. 187)、組合は國家の機關で、共產黨加入が強制され (P. 189)、組合は國家機關たることに依つて國家の富の開発に干與し、職業を支配してゐた (P. 190)。N・E・Pは主として農民に自由原則を適用したもので (P. 191)、組合は國家機關たることをやめたが (P. 192)、なほロシア的特色を失はなかつた。ロシアの組合の特色は (一) 階級組織で資本家には許されないこと、(二) 公法組織であること、(三) 全國的強制組織であること、(四) 工場單位の最下級組織を有することである (P. 193)。組合のN・E・Pに於ける權限には二種あり、その一は労働者の利益の防衛で、労働協約は立法と同じ強制力を有する。その二は國民經濟會議に代表者を参加せしめることである (P. 198)。かくして間接に職業を組織する權限を有するが、この點に關して著者は、この強制組合制度が事實上共產黨の優越により、積極的に意見を提出することを得ず、結局一

黨の獨裁に委ねられてゐるを指摘してゐる (P. 201)。

第二に擧げるのはファシズム・イタリーである。工場占領の反動としてファシズムの組合組織が成立し、一九二六年四月三日新組合法が規定された (P. 211)。それに依れば、ファシズム下に於ける職業組合の主なる特色は國家の承認を必要とする所の、職業を代表する單一強制の公的組織たることで、勞働法では組合の設立は自由にしてゐるが、國家は單一組合しか認めず、そのみが職業を代表し、組合内に國家の名に於て立法的權限を行使して居り、自由設立されたものは事實的存在に過ぎないから、ロシヤミ同様に強制的である (P. 216)。職業組合が國家に依つて認められる條件としては、(一) 企業家は勞働者の十分の一を使用する企業家を、勞働者は勞働者の十分の一を集めること、(二) 愛國心の表明であり (P. 218)、したがつて C・G・T、キリスト教組合は認められず一九二七年以來解消した (P. 219)。承認なき組合の協約は無効であるに反し、承認されたる組合の協約は強制的である (P. 220)。承認されたる組合は利益防衛のために訴訟權を有し、國家に對し職業を代表することになつてゐる (P. 221)。又同時に社會事業も行ひ得る。聯合又は總聯合も各個の組合同様法人格を有するが (P. 224)、聯合體の權限は各個の組合のそれよりも狭くなつてをり、協約を締結し得るけれども、各個の組合の承認を必要とする意味に於て、單に指導的機能を有するに過ぎない (P. 225)。勞働に關する集合的紛争解決のた

めに勞働裁判所 (Magistrature du travail) があり、勞働は國家に對する義務であり、勞働協約は法規的效力を有すると言ふ見地より、こゝに出訴するこゝは強制的で (P. 233)、ストライキ、ロック・アウトの自由がない (P. 233)。イタリー國家觀は自由主義とは反對に國民主義であり (P. 213)、同業組合的國家とも言ふべく (P. 235)。個人選舉制でなく、社會集團が選舉する。組合は四百人の定員に對し、八百人の候補者を選出し、ファシスト會議はその中より約四百人を選び、これに對して投票するこゝになつてをり、ファシスト獨裁である (P. 236)。これを要するにイタリーの職業組織は國營的で、その存在、目的、規約、首腦者はいづれも國家に依つて定められる (P. 240)。著者は、フランス革命は個人の自由に對する誤解から生れたが、イタリーも亦個人の自由を誤解してゐるを見る。即ち正しい哲學に於ては「社會的義務に服する限り、個人の自由あり」をさるべきであると言ふ (P. 241)。

著者はロシヤ、イタリーの強制組合制度に依つて強制組合制度一般の批判に移り、Scelle, Prou, Morin, Barbet, Cambon, Mainié (P. 245) の如き強制組合の主張は一黨の獨裁を來す故に不可みなし (P. 246)。「將來の職業組織は如何になさるべきか」の第三の原則及び事實としてカトリック主義とスペインを掲げてゐる。これに依れば人は生れながらにして社會に屬してゐるが故に、その職業の行使も決して自由たるべきものでなく、職業

組織も自由主義では駄目で、法律に依つて決定さるべきである (P. 251)。如何に組織するかについて、或者は勞働者ミ資本家を同一組合に結合せんミする混合組合を主張し、或者は勞働者ミ資本家の組合を平行分離し、然る後混合委員會に依つて統一すべきものとした (P. 253)。一八九七年のバリ大會に於ける職業組織のプランから見れば「組織された職業に於ける自由組合」ミ言ふ語に要約出来るのであつて (P. 254)、各職業の全メンバーは一の行政地區に於て、公的行政の監督の下に特別の名簿に記入されねばならず、この記入は直に職業團體の構成を意味し、各職業團體は當該職業の全メンバーを拘束する特別規律を有する、なほ各職業團體内に資本家勞働者及び混合の組合が自由に設立されうるのである (P. 255)。しかし著者は右のやうなカトリック社會學派の體系には常に一つの缺陷があるミ言ふ。それは職業組織を勞資關係からのみ考察し、生産の統制・企業主間の關係の規律については何事も規定してゐないことである (P. 259)。

以上の如く著者はロシア、イタリーの強制組合制度を排斥し、カトリック主義に接近しつゝ、これを産業統制の方面から修正して、彼自身の職業組織の原則を要約的に掲げる。「現實の檢討は我々をして職業は經濟的社會的單位であること確信せしめる。如何なる資格に於て、あれ、職業を行使する凡ての人の間には相互扶助の關係が存在してゐる。企業主は技術的見地に於ても、商業的金融的見地に於ても、その企業を組織することについ

て完全な自由を有しない。彼等は相互依存關係にある。何故なれば彼等の個人的意圖はその職業の發展に反作用し、彼等は地方的、全國的及び國際的情況の制約を受けてゐるからである」(P. 315)。職業別の組織は必要であるが、同様に又地方的、全國的、國際的經濟機關も必要である(P. 316)。職業、勞働、生産の公的利益は、凡ての當事者の名に於て行動する資格を有する公的機關がない場合には、私的集團の手に依つて確保されざるを得ないが、著者はこれに關して公的機關を主張してゐる。何故なれば公的機關のみが職業の共通の利益を確保するための諸權限を持ち、諸設備を完成し、同業組合的法規を定めることが出来るからであると言ふ(P. 317)。なほ職業の公的機關を如何にするかについては著者はカトリック社會學派と同様に、「組織されたる同業組合に於ける自由組合」制度を取るものである(P. 319)。

× × ×

限られたる紙數の中に三百九十頁の大書を紹介した、ゆゑ、著書の批判にふれることは出来なかつたが、著者が根本思想として立つてゐるカトリック主義及びその實現手段としての「組織されたる職業内の自由」については多くの批判の餘地があると思ふ。こゝでは只忠實なる紹介にとゞめる。